

障害福祉サービス事業等 指 定 申 請 の 手 引 き

令和6年10月

高松市 健康福祉局 障がい福祉課

目次

I 概要

- 1 はじめに 1
- 2 障害者総合支援法及び児童福祉法におけるサービス体系 1
- 3 指定の要件 2
- 4 指定にかかる事務手続き 3

II 指定申請について

- 1 指定申請のスケジュール 4
- 2 提出書類 4
- 3 申請書類の作成と手順 5
- 4 申請先 5
- 5 申請方法 5
- 6 審査・指定 6
- 7 注意事項 6

III 指定基準等について

- 1 障害福祉サービス事業等の形態について 10
- 2 障害福祉サービス事業等の人員・設備基準等について 13

IV その他必要な手続き

- 1 介護給付費算定届について 14
- 2 変更届等の提出について 14

V 参考事項

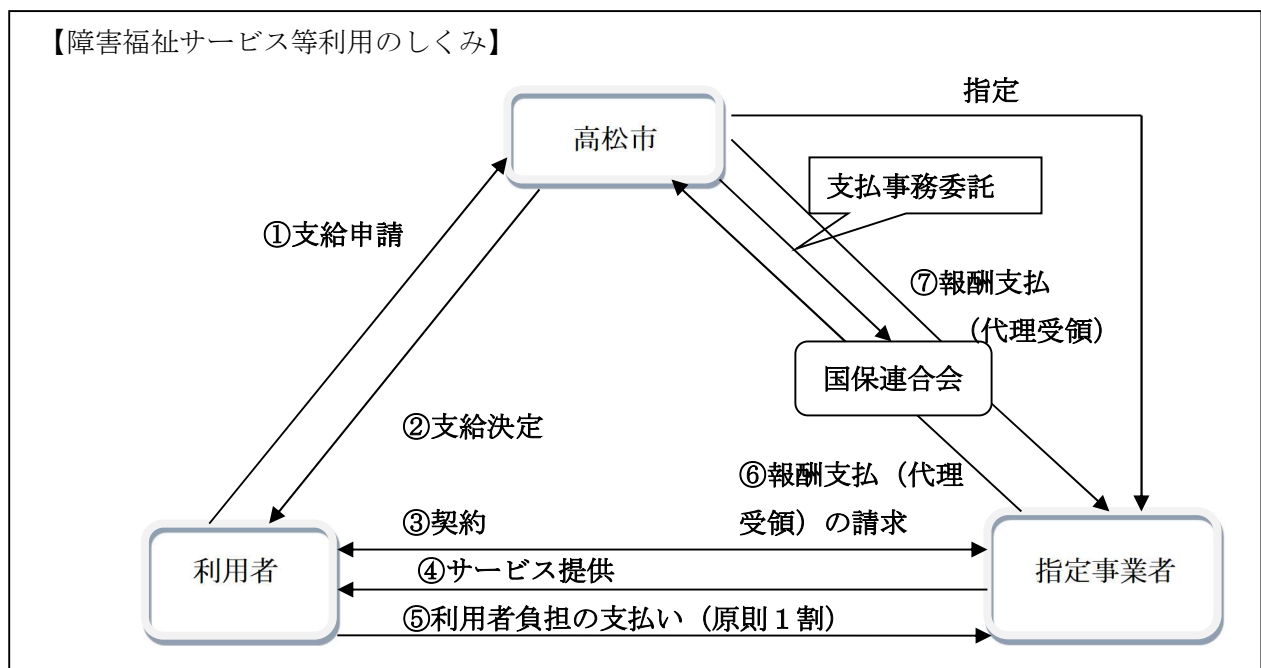
- 1 主たる対象者の特定について 15
- 2 人員配置基準に必要な項目の算出方法について 15
- 3 定款の事業名の記載について 16
- 4 介護給付費又は訓練等給付費の請求について 16
- 5 契約について 17

I 概要

1 はじめに

障害福祉サービス事業等を提供する事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第29条第1項及び児童福祉法第21条の5の3の規定に基づき、実施する事業ごとに事業所が所在する都道府県知事（指定都市及び中核市においては当該市長）の指定を受ける必要があります。

この手引きは、障害福祉サービス事業等の指定を受けるために必要な要件や、手続きの方法を説明したものですので、申請を行う前に必ずお読みください。



2 障害者総合支援法及び児童福祉法におけるサービス体系

障害福祉サービス	
介護給付費 (障害者総合支援法第28条第1項)	訓練等給付費 (障害者総合支援法第28条第2項)
・ 居宅介護 ・ 生活介護 ・ 重度訪問介護 ・ 短期入所 ・ 同行援護 ・ 重度障害者等包括支援 ・ 行動援護 ・ 療養介護 ・ 施設入所支援	・ 自立訓練（機能訓練） ・ 自立訓練（生活訓練） ・ 就労選択支援（令和7年10月～） ・ 就労移行支援 ・ 就労定着支援 ・ 就労継続支援A型 ・ 自立生活援助 ・ 就労継続支援B型 ・ 共同生活援助

障害児通所支援事業
障害児通所給付費（児童福祉法第21条の5の2）
・児童発達支援（治療にかかるものを除く。） ・放課後等デイサービス ・居宅訪問型児童発達支援 ・保育所等訪問支援

3 指定の要件

障害福祉サービス事業等を提供する事業者の指定は、障害者総合支援法第36条、児童福祉法第21条の5の15及び高松市の条例の規定に基づき、

- ・法人格を有すること
- ・事業所又は施設の指定基準を満たすこと
- ・適正な運営が見込めること
- ・欠格事項に該当しないこと

等を要件として、「サービスの種類ごと」「事業所ごと」に行われます。

指定を受けようとする場合は、これらの要件を満たしていただく必要があります。

（1）事業者・施設の責務について（障害者総合支援法第42条、第51条の22、児童福祉法第21条の5の18）

- ① 関係機関との連携を図りつつ、障がい者等の意向、適性、障がいの特性その他の事情に応じてサービス提供を効果的に行うように努めること。
- ② 提供するサービスの質の評価を行い、必要な取り組みを行うことにより、サービスの質の向上に努めること。
- ③ 障がい者等の人格を尊重するとともに、障害者総合支援法又は法に基づく命令を遵守し、サービスを提供すること。

（2）指定基準について（障害者総合支援法第43条、第44条、第51条の23、第51条の24、児童福祉法第21条の5の19）

サービス種別ごとに以下の3つの視点から、指定基準が定められています。

指定を受けた以降も指定基準を遵守する必要があります。

- ・人員基準（従業者の知識、技能、人員配置等に関する基準）
- ・設備基準（事業所に必要な設備等に関する基準）
- ・運営基準（サービス提供にあたって、事業所が行わなければならない事項や留意すべき事項など、事業を実施する上で求められる運営上の基準）

(3) 最低基準について

障害福祉サービス事業等のうち、療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援については、最低基準も満たしていただく必要があります。

指定基準・最低基準を満たしていない指定事業者等に対して、高松市は、改善勧告、改善命令、指定取消し等の処分を行うことができます。（障害者総合支援法第48条、第49条、第50条、児童福祉法第21条の5の23、第21条の5の24）

4 指定にかかる事務手続き

(1) 新規指定

新たに事業を実施する事業者は、「Ⅱ 指定申請について」を参照し、指定申請を行ってください。指定はサービスの種類ごとに行いますので、すでに指定を受けている事業者であっても、他の種類のサービスを行う場合は、あらためて指定申請を行う必要があります。

※設備基準として、訓練・作業室又は発達支援室は、定員1人当たり3.3㎡以上の広さを必要としています。新規で建物等の契約を検討している場合は、契約締結の前に平面図をご提出いただく等、事前に御相談いただくことを推奨しています。

(2) 指定の変更

以下の場合には、指定の変更を申請する必要があります。

① 指定障害福祉サービス事業者又は指定障害児通所支援事業者が、「生活介護」、「就労継続支援A型」、「就労継続支援B型」、「児童発達支援」又は「放課後等デイサービス」のサービスの量を増加しようとするとき

※減少させる場合は、運営規程に定める利用定員が変更になるため、「Ⅳ その他必要な手続き」の「2 変更届等の提出について」により、変更の届出を行えば足ります。

② 指定障害者支援施設が、施設障害福祉サービスの種類を変更しようとするとき、又は入所定員（施設障害福祉サービスの「施設入所支援」及び「生活介護」に限る。）を増加しようとするとき

※入所定員の減少、「施設入所支援」及び「生活介護」以外の施設障害福祉サービスの増加は、運営規程に定める利用定員が変更になるため、「Ⅳ その他必要な手続き」の「2 変更届等の提出について」により、変更の届出を行えば足ります。

なお、指定の変更の手続きは、基本的に新規指定と同じです。ただし、添付書類で変更内容に関わらないものは省略することができます。（例：法人定款・登記簿、管理者等の履歴書、欠格事項に関する誓約書、協力医療機関との契約内容 等）

（３）指定の特例について

介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば、障害福祉（共生型）の指定を受けられるよう、特例が設けられています。この場合は、障害福祉と介護保険で相互に共通する項目の一部につき、介護保険サービスの指定申請の際に、既に提出している事項と変更がない場合、申請書の記載又は書類の提出を省略することができます。

（４）指定の有効期間について

指定の有効期間は、原則として６年間です。指定通知書に有効期間が記載されていますので、有効期間が終了するまでの間に、更新の手続きを行う必要があります。

更新の手続きについては、別途「指定障害福祉サービス事業者等に係る事業者指定の更新手続きについて」を参照してください。

Ⅱ 指定申請について

１ 指定申請のスケジュール

指定日（事業開始が可能となる日）は、毎月１日を基本とします。

申請受付後に審査を行いますので、指定申請書類は、事業開始日の２ヶ月前までに提出してください。

申請が混み合う場合もありますので、指定日については、審査担当者と事前によく相談してください。また、サービスの種類によっては、申請相談に時間を要することがありますので、できる限り早めに御相談ください。

２ 提出書類

申請の際に必要な書類は、主として①申請書、②付表、③参考様式、④その他添付資料ですが、サービス種類によって異なりますので、「指定申請に必要な提出書類一覧」を参照してください。

このほか、「指定申請に必要な提出書類一覧」に、①申請担当者の氏名、②連絡先を記載し、添付願います。

今後の厚生労働省及び子ども家庭庁からの通知や事務連絡等は、高松市のホームページや電子メールによりお知らせしますので、定期的に確認するようにしてください。

※様式のダウンロード方法

高松市公式ホームページ

もっと高松トップページ <http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/>

→「くらしの情報」

→「健康・福祉」

→「障がい者の支援」

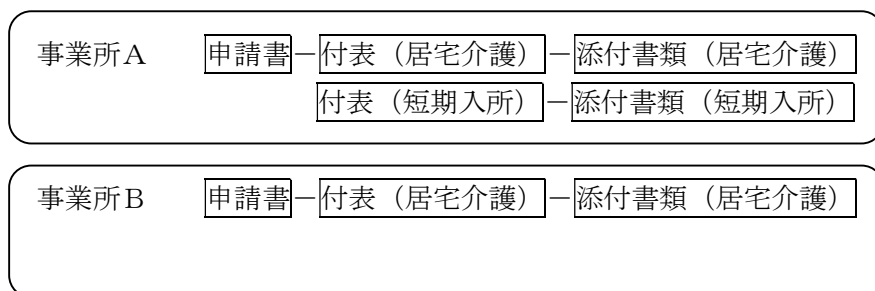
→「障害者福祉サービス等の事業所の指定・届出・請求関係について」

3 申請書類の作成と手順

- (1) 事業所ごとに申請書を作成し、必要事項を記入する。
- (2) 指定申請を行うサービスの種類ごとの付表に必要事項を記入する。
- (3) サービスの種類ごとに必要な添付書類を作成・準備する。

【申請書類作成例】

ある法人が2つの事業所で事業を行い、かつ、うち一方の事業所で複数の種類のサービスを行う場合



※1事業所単位の添付書類で、重複する書類は1部で結構です。

※1 事業所単位で居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の申請を行う場合は、申請書は1部で結構です。

4 申請先

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

高松市健康福祉局 障がい福祉課指導監督係

TEL : (087) 839-2333 FAX : (087) 821-0086

5 申請方法

事前相談終了後、必要書類を揃えたうえで提出してください。書類が揃っていない場合は、受付できないことがありますので御注意ください。

※事前相談にあたっては、大変御手数ですが電話やメール等によりあらかじめ御予約いただいてから御来庁いただけますようお願いいたします。

メール : syoufuku@city.takamatsu.lg.jp

※令和6年7月現在、障害福祉サービスの指定に係る手数料は必要ありません。

6 審査・指定

- ・審査の結果、基準を満たす事業者は、指定障害福祉サービス事業者として指定します。
- ・指定は原則として、毎月1日です。指定日より事業開始が可能です。
- ・指定にあたっては、指定日や事業所番号が記載された指定通知書を送付します。
- ・指定された事業者の情報については、ホームページ等に掲載し、広く情報提供します。

7 注意事項

- ・指定日より前に利用者との障害福祉サービスの利用契約を行うことはできません。
- ・指定日以後は、利用者の有無にかかわらず基準どおりの人員等を配置・勤務させる必要があります。
- ・現地確認などにおいて事業を開始できる体制が整っていないことが確認された場合は、指定並びに指定通知書の送付が延期となることがあります。

Ⅲ 指定基準等について

指定を受けるには、厚生労働省が定める以下の指定基準等の関係法令を満たすことが必要です。この他、省令の委任を受けた告示等も発出されていますが、事業者として把握しておく必要がありますので、官報等により御確認願います。

また、高松市では一部独自基準を設けていますので、市のホームページで確認してください。
(平成25年4月施行)

主な法令・通知

〔基本法令〕

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年11月7日法律第123号)
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (平成18年1月25日政令第10号)
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 (平成18年2月28日厚生労働省令第19号)
□児童福祉法 (昭和22年12月12日法律第164号)
□児童福祉法施行令 (昭和23年3月31日政令第74号)
□児童福祉法施行規則 (昭和23年3月31日厚生省令第11号)

〔人員・設備・運営に関する指定基準・最低基準〕

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第172号)
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第174号)
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第177号)
□児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年2月3日厚生労働省令第15号)

●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について (平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について (平成19年1月26日障発第0126001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
■児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について (平成24年3月30日障発0330第12号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

〔介護給付費・訓練等給付費の請求に関する基準〕

○介護給付費等の請求に関する命令（平成18年9月29日厚生労働省令第170号）
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)
□児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号）
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について (平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
■児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について (平成24年3月30日障発0330第16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

※上記の法令・通知は下記のホームページ等でご覧いただけます（適宜、改正がなされていますので、常に最新のものを確認してください。）。

厚生労働省法令等データベースサービス

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/>

○の法令 法令検索の「目次検索」→「第9編社会・援護」→「第2章障害保健福祉」

□の法令 法令検索の「目次検索」→「第8編雇用均等・児童家庭」→「第1章雇用均等・児童家庭」

●の通知 通知検索の「目次検索」→「第9編社会・援護」→「第2章障害保健福祉」
→「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

■の通知 通知検索の「目次検索」→「第8編雇用均等・児童家庭」→「第1章雇用均等・児童家庭」→「児童福祉法」

※また高松市では、一部独自基準を設けていますので、市のホームページで御確認ください。

1 障害福祉サービス事業等の形態について

(1) 一体型事業所（複数の場所の事業所を一体的に管理運営するもの）

同じ事業を複数の場所（事業所）で実施し、以下の要件を満たし、事業の管理運営やサービス提供に関する指導・監督などが一体的に行われているとみなせるものについては、1つの事業所として指定します。

【1つの指定事業所とする要件】

① 利用定員（規模）

- ・主たる事業所、従たる事業所の合計が20人以上であること
- ・主たる事業所、従たる事業所それぞれについて、事業ごとに定める利用定員以上であること（生活介護・自立訓練・就労移行支援6人、就労継続支援10人）

② 人員配置

1つの事業所としての人員配置のほか、直接サービス提供職員としてそれぞれ事業所毎に常勤かつ専従の職員を1人以上配置していること

③ 事業運営

- ・利用申込みに係る調整、職員に対する技術的指導等が一体的であること
- ・事業所間で相互支援の体制があること
- ・事業の目的や運営方針、営業日・営業時間、利用料等の運営規程が一本化されていること
- ・職員の勤務体制、勤務内容等の管理方法が一元的であること
- ・人事、給与・福利厚生、勤務条件等に関する職員の管理方法が一元的であること
- ・事業所間の会計管理が一元化されていること

④ 地域的範囲

主たる事業所と従たる事業所との間は、通常の移動手段により概ね30分以内で移動可能な範囲で、サービス管理責任者の業務遂行に支障の無い距離にあること（これは目安であり、個別案件により判断するため、事前に相談すること。）。

(2) 多機能型事業所（複数の事業を一体的に行うもの）

複数の事業を一体的に組み合わせて行う場合、多機能型としての指定が可能となります。

なお、多機能型であっても事業者の指定は、事業の種類ごとに行うこととなるため、事業の追加については、事業の変更ではなく、当該事業の追加指定となります。

（対象サービス：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援、放課後等デイサービス）

【多機能型事業所の指定要件】

① 利用定員（規模）

- ・多機能型の事業所全体の合計で、20人以上であること
- ・事業所それぞれについて、事業ごとに定める利用定員以上であること（生活介護・自立訓練・就労移行支援6人、就労継続支援10人）

② サービス提供職員の配置

多機能型として実施する事業の利用者の数の合計が20人未満である場合に限り、実施する事業の種類ごとに、利用者の数に応じて配置すべき従業者に係る常勤の規定は課さず、多機能型としての事業所に従事する従業者のうち1人以上を常勤とするこ
とで、その他の従業者については兼務することが可能

③ サービス管理責任者の配置

多機能型としての事業所全体で、実施する事業の利用者の数の合計に応じて配置

④ 設備

サービス提供に支障のない範囲内において兼用することが可能

【自立支援給付費について】

多機能型の報酬単価は、実施する複数種類の事業の合計の総定員により算定されます。

ただし、加算はサービス毎の定員に応じた定員区分により算定されます。

※同一法人による同一敷地内での事業実施は、1つの事業所（複数の事業を行う場合は多機能型）として指定します。

（３） サービス提供単位

サービス提供職員の配置基準は、原則として、事業所ごとに利用者全体の平均障害程度区分に基づき設定されますが、障がいの程度に応じて、専門性の高い支援を行えるよう一定の要件を満たす場合は、同一事業所内において、複数の「サービス提供単位」を設けることが可能です。

① 対象事業

人員配置算定に障害支援区分を導入している療養介護、生活介護、施設入所支援

② サービス提供単位の考え方

- ・原則は、1つの事業所に1単位
- ・ただし、下記判断基準の全てを満たしている場合は、複数のサービス提供単位を認め、当該サービスごとに平均障害支援区分を算定する。

③ サービス管理責任者の配置に関する指定要件

事業所全体の総利用者に応じて必要な数を配置

④ 自立支援給付費

- ・ 事業所全体の定員規模により算定する。
- ・ ただし、加算は当該サービス提供単位の定員規模により算定する。

【判断基準】

- ・ サービス提供単位ごとにサービス提供職員の勤務体制が確保されている。
- ・ 同一時間帯について、複数のサービス提供単位ごとに利用者が区分されている。
- ・ 設備構造上、サービス提供単位ごとに完結している。
- ・ サービス提供単位ごとに利用者の障がい種別が異なり、単位ごとに異なるプログラムが提供されている、又は、同一の障がい種別の場合は、日中・夜間を通じ異なる内容のプログラムが提供されている。
- ・ 各サービス提供単位の最小利用人員はサービスの質を確保する観点から、事業として運営できる最小人員とする。（療養介護及び生活介護 20 人、施設入所支援 30 人）

2 障害福祉サービス事業等の人員・設備基準等について

障害福祉サービス事業等の指定申請にあたっては、7～9頁に記載した基準省令等を御確認ください。

【用語の定義】

用 語	定 義
常勤換算方法	当該事業所の従業者の勤務延べ時間数を、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法。この場合の勤務延べ時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であること。
勤務延べ時間数	勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機時間を含む。）として明確に位置づけられている時間の合計数。なお、従業者1人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。
常勤	・当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していること。 ・育児・介護休業法の所定労働時間の短縮措置の対象者及び「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿った事業者が設ける短時間勤務制度を利用する者について常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間としているときは、当該対象者については30時間勤務することで「常勤」として取扱ってよい。 ・「常勤」として取扱うにあたって、雇用契約における正規職員であるか、非正規職員であるかは問わない。 ・同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所（多機能型）の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間数の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たす。
「専ら従事する」、「専ら提供に当たる」、「専従」	原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないこと。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間（サービス提供単位を設定する場合は、サービス提供単位ごとの提供時間）をいい、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

IV その他必要な手続き

1 介護給付費等算定届について

指定申請に併せて、給付費を算定するにあたって、あらかじめ加算項目等を「介護給付費等（障害児通所給付費）算定に係る体制等に関する届出書」によって高松市に届け出る必要があります。

※介護給付費等算定届とインターネット請求

介護給付費等のインターネット請求においては、高松市が介護給付費等算定届の内容（報酬区分や体制加算等）を事業所情報として香川県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に提供します。

システム内で、事業所から提出された請求データと、高松市から提出された事業者情報の内容の整合性の点検が行われ、相違があるとエラーと判定され、返戻となります。

届出を行う際は、各加算等の算定要件をよく確認いただき、請求の際は、届出の内容に沿って行っていただく必要があります。

また、届出の内容に変更のあった場合は、速やかに介護給付費等算定届を行っていただく必要があります（「2 変更届等の提出について」参照。）。

2 変更届等の提出について

・指定事業者等は、厚生労働省令で定められている事項に変更があった時は、変更があった日から10日以内に高松市に変更届を提出する必要があります。ただし、一部、事前の変更申請が必要なものがあります。

なお、介護給付費等算定届にかかる変更は、変更届の提出時期により、加算項目等の算定開始時期に影響しますので、注意してください。

算定開始時期の取扱い（原則） ※下記によらない場合があるので注意

（1）加算等の算定される単位数が増える場合

①届出が月の15日以前に行われた場合・・・翌月から算定を開始

②届出が月の16日以降に行われた場合・・・翌々月から算定を開始

（2）加算等の算定される単位数が減る場合、又は加算等が算定されなくなる場合

届出の時期に関わらず、加算等の単位数が減る（又は算定されなくなる）事実が発生した日から算定を行わないものとする。

・事業を廃止・休止しようとするときは、1ヶ月前までに高松市に届出を提出する必要があります。

V 参考事項

1 主たる対象者の特定について

障害者総合支援法及び児童福祉法においては、事業者は、障がいの種類にかかわらず、利用者を受け入れることが基本とされています。

ただし、サービスの専門性を確保するためやむを得ないと認められる場合においては対象とする障がいの種類(主たる対象者)を特定して事業を実施することも可能とされています。



【主たる対象者特定の方法】

- ・運営規程において規定する。
- ・指定申請の際には、「主たる対象者（障がいの種類）」と「主たる対象者を特定する理由」を記載した「指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由等」（参考様式7）を添付する。
- ・理由は、主たる対象者を特定することがやむを得ないと認められるもの（対象としない障がい種別についてサービス提供ができない理由）である必要がある。

（例）知的障がい者に対するサービス提供実績がないため

なお、主たる対象者からサービスの利用申込みがあったときは正当な理由がなければサービス提供を拒否できません（応諾義務がある）が、主たる対象者以外の者からサービス利用の申込があった場合に、事業者は、利用申込者に対する主たる対象者を定めている理由を説明した上で、サービス提供を行うことが可能または適当と認められるときには、サービス提供を行うことは差し支えありません。

2 人員配置基準に必要な項目の算出方法について

（1）利用者数

前年度の平均利用者数（新規指定の場合は推定数）〔指定基準〕

【算出方法】（指定基準解釈通知より）

直近1年間の全利用者延べ数／開所日数

前年度実績6月未満（実績無しを含む）	定員の90％
前年度実績6月以上1年未満	直近6ヶ月の全利用者延べ数／開所日数

※小数点第2位以下切り上げ

(2) 平均障害支援区分

【算出方法】(平成18年厚生労働省告示第542号より)

$$\frac{((\text{区分2利用者数} \times 2) + (\text{区分3利用者数} \times 3) + (\text{区分4利用者数} \times 4) + (\text{区分5利用者数} \times 5) + (\text{区分6利用者数} \times 6))}{\text{総利用者数}}$$

前年度実績1年未満(実績無しを含む)	合理的推定方法
--------------------	---------

※小数点第2位以下四捨五入

3 定款の事業名の記載について

以下の記載例は法律に規定された事業名に従って記載する場合の例です。必ずしもこの文言に限定するものではありません。

指定を受ける事業	記 載 例
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立生活援助、共同生活援助、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援	児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

・複数の障害福祉サービス事業を実施する場合も、「障害福祉サービス事業」という総称を記載することで足るものとし、「居宅介護事業、重度訪問介護事業・・・」というように個別の事業名で規定する必要はありません。

4 介護給付費又は訓練等給付費の請求について

(1) 請求について

介護給付費、訓練等給付費又は障害児通所給付費の請求は、高松市から支払事務の委託を受けた国保連に対し、インターネットによって行っていただきます。

事業所指定を受けた後、国保連から、インターネット請求において必要な「テストID」、「仮パスワード」を記載した通知や「簡易入力ソフト(請求データの作成及び送信を行うソフトウェア)」及びこれらの「操作マニュアル」が郵送で届きますので、これらを使って、国保連に対し手続きを行ってください。

(2) 請求・支払時期

介護給付費、訓練等給付費又は障害児通所給付費の請求は、サービスを提供した月の翌月10日までに、インターネットにより行ってください。給付費の支払いは、原則としてサービスを提供した月の翌々月の15日（その日が金融機関の非営業日である場合は直近の後営業日）となります。

(3) お問い合わせ

インターネット請求に係る準備作業や各種手続、簡易入力システムへの入力方法などのご質問は、国保連にお問い合わせください。

香川県国民健康保険連合会

■TEL 087-822-7431 ■FAX 087-822-6023

■ホームページ <http://www.kokuhoren-kagawa.or.jp/syogaisya/>

5 契約について（基本的な考え方）

(1) 契約者について

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の利用制度は、利用者が事業者から直接サービスの提供を受ける仕組みですので、原則として利用者本人と事業者との間でサービスの利用に係る契約を締結する必要があります。

(2) 契約にあたって事業者が行うべき事項について

【重要事項の説明】

サービスの利用申し込みに際して、事業者・施設の目的、運営方針、事業者・施設の概要及び職員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、利用申込者が事業者へ支払うべき費用の内容など、利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、書面を交付して懇切丁寧に説明し、当該事業所からサービスの提供を受けることについて利用者の同意を得なければなりません。

【契約の締結】

市町の支給決定を受けた利用者と事業者・施設の間でサービスの利用に係る契約を締結する必要があります。当該契約は原則として書面で行う必要があります。

なお、社会福祉法第77条の規定により、社会福祉事業（障害者支援施設は第一種社会福祉事業、障害福祉サービス事業及び障害児通所支援事業は第二種社会福祉事業に位置づけられる。）の経営者は、福祉サービスを利用するための契約が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければなりません。

- ① 当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- ② 当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容
- ③ 当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ④ その他厚生労働省令で定める事項

※ただし、書面の交付に代えて、政令の定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を、当該利用者の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって厚生労働省令で定めるものにより提供することができるとされています。

【その他】

重要事項の説明や契約の締結以外に、事業者・施設が行わなければならない事項として、利用者の受給資格の確認、契約支給量の高松市への報告（※）、サービス提供の記録、利用者負担額の受領及び領収証の交付、代理受領による介護給付費等が支払われた際の利用者への通知、個別支援計画の作成等があります。指定基準（7～9頁参照）をよくお読みください。

※新規に契約したとき、契約を終了したとき、契約量を変更したときは、遅滞なく高松市に「契約内容（障害福祉サービス／障害児通所支援受給者証記載事項）報告書」を提出する必要があります。